

津市避難所運営マニュアル策定の手引き 概要版

手引き
P 1,3,4,8～13 参照

避難所の運営は、避難者の協力を得て
地域の自主防災組織や施設管理者、
行政の三者の相互協力が大切！

避難所の運営については、近年の大規模な地震災害の教訓から、大規模かつ突発的な災害の発生に際して、行政主体の避難所運営は難しいことが明らかとなっており、災害時に誰がどんな状況で避難所に到着しても、円滑に避難所の運営が行えるように、地域の自主防災組織等を中心として、避難者自らによる自主的な避難所の運営体制をあらかじめ確立しておくことが重要です。

避難所は地域のライフラインの復旧及び被災者の一定の生活ができるまでを目途として設置されるよ。



津市避難所運営マニュアル策定の手引きは、下記のとおり「初動期」、「展開期・安定期」、「撤収期」の時期に分けて作成しています。

避難所の機能

初動期	避難所開設時の初動対応や、避難所運営に向けた準備となる業務を行う期間。
展開期 安定期	長期的な避難生活でのルールに従った生活確立し、安定した避難所運営や避難者の自立再建に向けた避難所運営を行う期間。
撤収期	ライフライン機能の回復に合わせ、避難所施設の本来の業務の再開に向けて準備を行う期間。

支援分野	支援項目	内容
安全・生活基盤の提供	①安全の確保	生活・身体の安全確保
	②水・食料・物資の提供	水・食料・衣服・寝具等の提供
	③生活場所の提供	就寝・安息の場の提供 プライバシーの確保 最低限の暑さ・寒さ対策
保健・衛生の確保	④健康の確保	健康相談等の保健医療機能
	⑤衛生的環境の提供	トイレ・ごみ処理
情報支援	⑥生活支援情報の提供	営業店舗などの情報
	⑦復興支援情報の提供	生活再建・仮設住宅・復興情報
コミュニティ支援	⑧コミュニティの維持・形成の支援	従前のコミュニティの維持、避難者同士の励まし合い・助け合い・外国人住民との協働

避難所運営などに関する用語

手引き
P 4,5 第2章 参照

1 避難所に関する用語

避難所	市が指定した学校や公民館などで、地震や風水害などの災害により被害を受けた方又は被害を受けるおそれのある方を収容・保護し、地域にいる全ての人が生活の拠点として活用できる場所。
一時避難場所 (地震災害)	市が指定した公園やグラウンドなどで、安全を確保するために、一時的に立ち退いて危険を避ける場所。
一時避難場所 (風水害等)	市が指定した地区集会所などで、安全を確保するために、一時的に立ち退いて危険を避ける場所。

2 避難所運営に関する用語

避難所運営委員会	避難所の運営を自主的に協議し、決定するために、自主防災組織、避難者、行政担当者、施設管理者などで構成する組織。
行政担当者	災害時に避難所に参集する行政職員のことで、避難所担当要員ともいう。
施設管理者	避難所の施設職員のこと。
津市災害対策本部	災害時に市長を指揮者として市に設置され、災害対応全般にあたる組織のことで、行政担当者を通じて、物資の供給、情報の提供など避難所運営の支援を行う。

3 避難に関する用語

↑ 高 危険度 ↓ 低	レベル5	緊急安全確保	「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容する段階。
	レベル4	避難指示	通常の避難行動ができる方が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。危険な場所から全員避難。
	レベル3	高齢者等避難	要配慮者(高齢者・障がい者・乳幼児・妊婦・外国人など、災害において特に配慮を要する人々)など、特に避難行動に時間を要する方が避難行動を開始しなければいけない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。



あらかじめ避難所単位で避難所運営委員会を設置しましょう！

手引き
P 5,6,7 第3章 参照

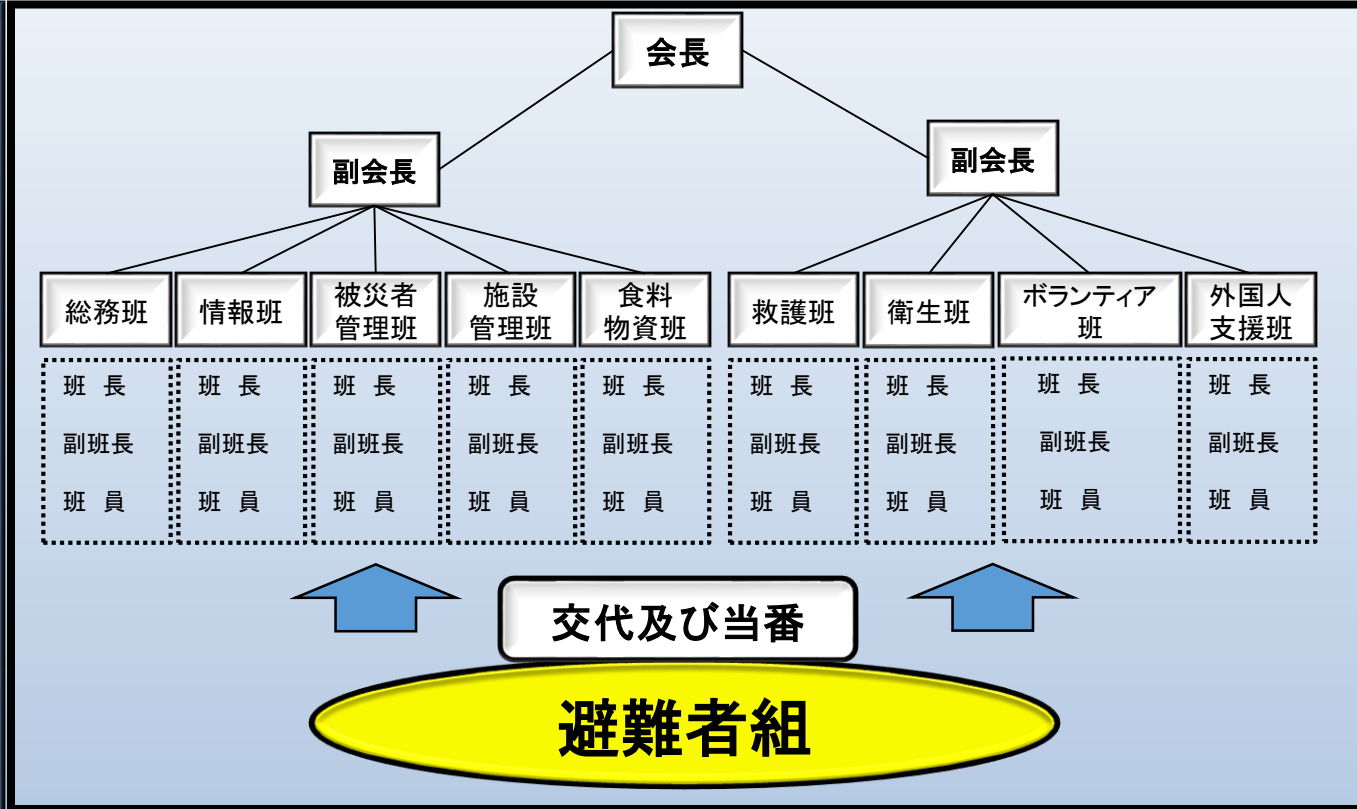
1 避難所運営委員会の組織編成例

避難所運営委員会の組織編成は、近隣の自主防災組織等を中心として、概ね次のとおりとします。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 運営班
 - 総務班 避難所運営の統括、委員会事務局の仕事、災害対策本部との連絡など
 - 情報班 各種情報の収集・提供など
 - 被災者管理班 避難者名簿の作成・管理など
 - 施設管理班 施設管理、設備・資機材の調達など
 - 食料物資班 物資・食料の調達、受入れ、管理、配給、炊き出しなど
 - 救護班(要配慮者支援) 負傷者の救護、要配慮者への支援など
 - 衛生班 避難所の衛生管理(ごみ、トイレ、清掃)など
 - ボランティア班 ボランティアの受入れなど
 - 外国人支援班 外国人被災者への多言語支援など

避難所の運営に女性の視点を生かすため、避難所運営委員会には女性を加えるようにします。

2 避難所運営委員会組織図(参考)

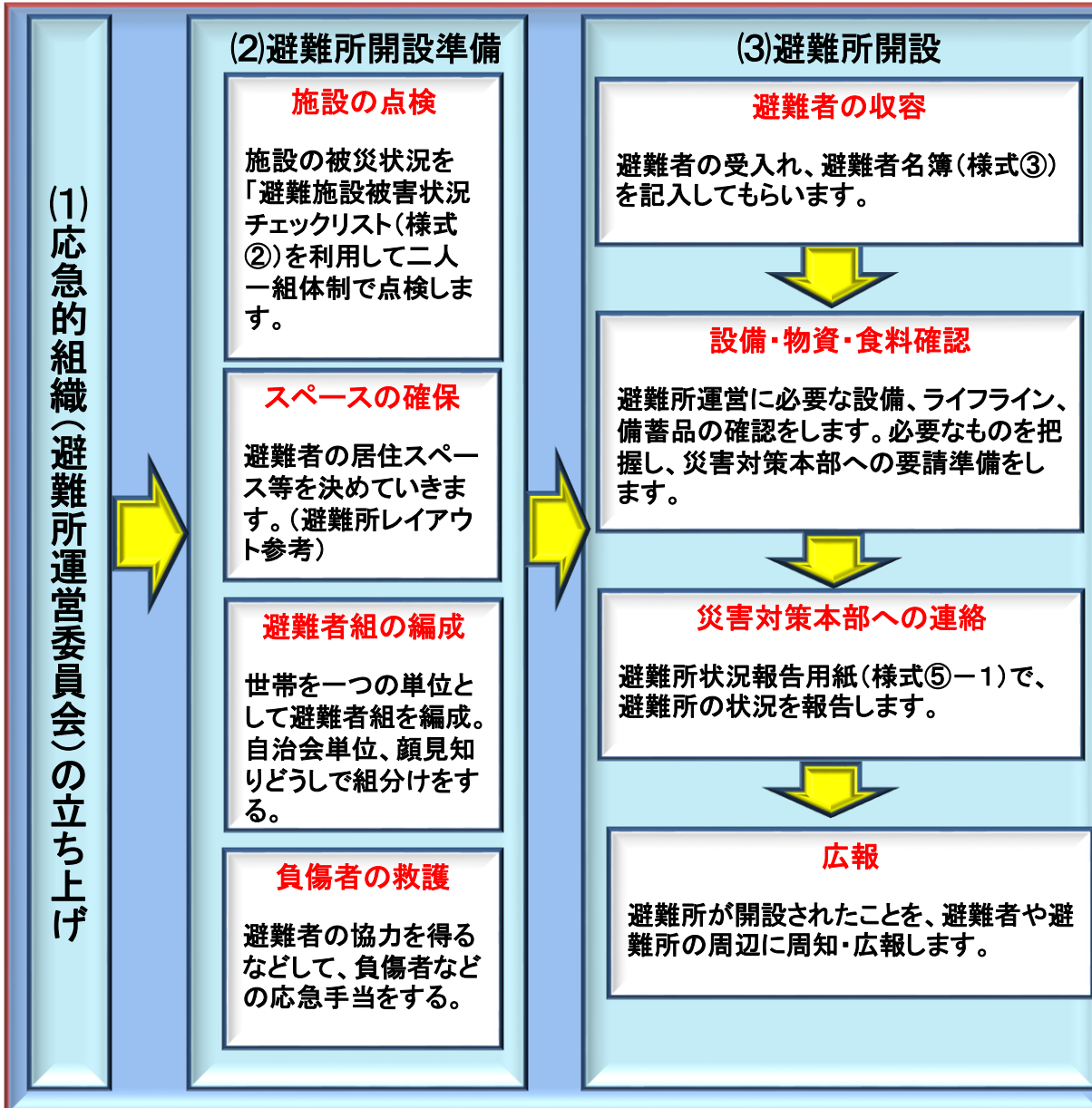


3 平常時の体制

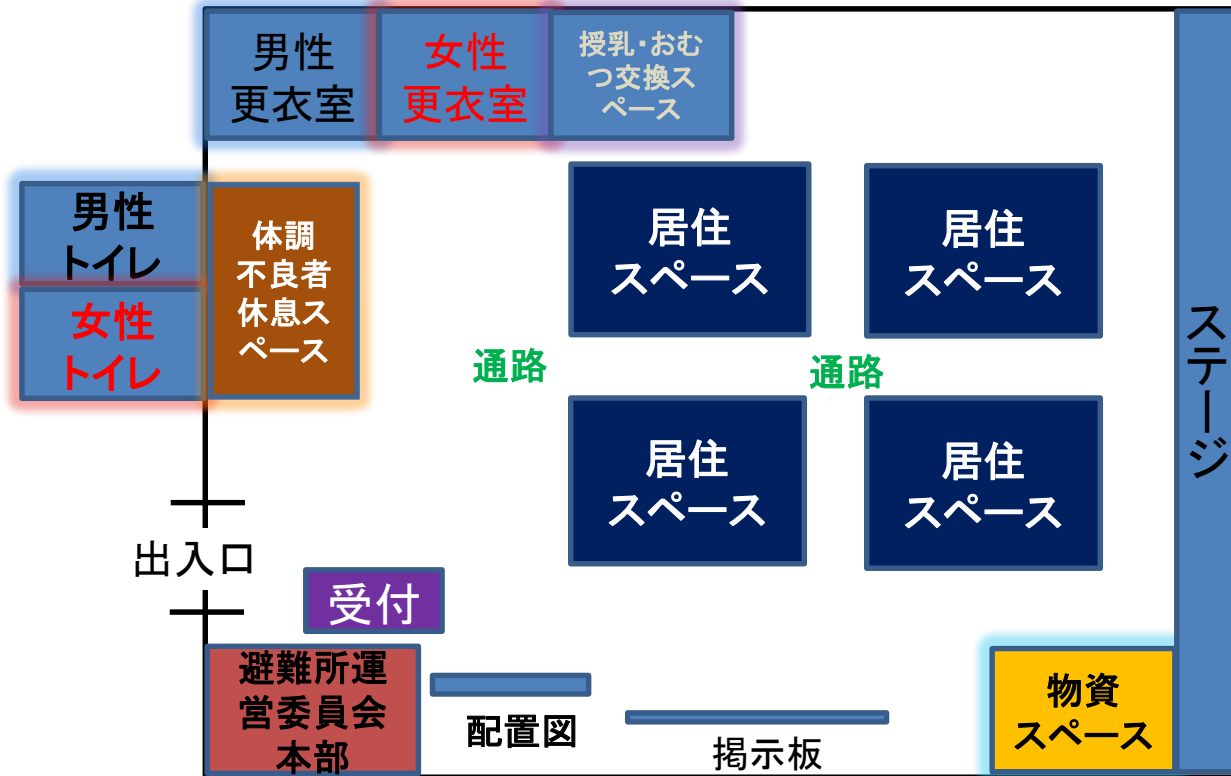
- ①運営委員会の組織 規約に定める構成員を選出し、避難所運営委員会名簿を作成
- ②避難所運営マニュアルの確認 運営班の活動内容を把握し、必要に応じて各避難所に適したマニュアルを作成
- ③避難所施設の確認 避難所として使用できる部屋・空地や設備などについて、あらかじめ施設管理者と協議し確認
- ④資機材・備蓄品等の確認 資機材の取扱い方法や備蓄品等の種類などを確認
- ⑤要配慮者・外国人の支援づくりの確認 日頃から積極的なコミュニケーションを取り、情報収集や情報提供等の方法を確認
- ⑥訓練の実施 避難所を運営するための訓練として、次のようなものを計画的に実施

ア 資機材取扱い訓練	イ 応急救護訓練	ウ 炊き出し訓練	エ 物資等配給訓練
オ 避難所開設訓練	カ 宿泊体験訓練	キ 外国人支援訓練	ク 避難所外避難者支援訓練

【初動期(災害発災直後～24時間)の業務の全体の流れ】



【避難所のレイアウト例】



★ 「福祉スペース」や「体調不良者等の一時休息スペース」も大切！

★ 授乳スペースも設けます

災害発生～避難所開設・運営・撤収の流れ

手引き
P 8,9,10,11,12,13 第4章 参照

初動期

災害発生

避難所運営委員会の立ち上げ

避難者の安全を確保するため、右記の状況をすばやく確認した上で、避難所を開設する必要がある。避難者を取りまとめて混乱なく避難所を準備するため、避難所運営委員会を立ち上げる。

避難所の被害状況と危険度の確認

施設の被害状況から施設の安全性を応急的に判断し、その後も災害対策本部へ連絡し、早い時期に専門家による応急危険度判定を受け、避難施設の安全性を確認する。

避難所周辺の危険度の確認

周知・広報には屋外スピーカーや拡声器・メガホンなどを利用すると効果的であるが、聴力障がい者への配慮として、掲示板などに遅滞なく明示する。
また、避難所外避難者に対しても避難所を中心に支援サービスが開始されることを呼びかける。

避難所開設準備

避難者が協力し合い以下の業務を行う。

- ア 施設の安全点検
- イ 避難スペースの確保
- ウ 避難者組の編成
- エ 負傷者・要配慮者の救護

避難所開設

避難所開設に当たりおおむね以下の順で業務を行う。

- ア 避難者の受入れ
- イ 設備・物資・食料の確認
- ウ 災害対策本部への連絡
- エ 広報

24時間

避難所生活ルールの周知と防犯対策

避難所の基本的なルールは、外国人にも適用するため、宗教、文化等の違いを十分配慮し、快適に利用できるよう避難所生活ルールを作成し、周知を図る。
また、被災した地域は、混乱状態の中、不特定多数の人が避難するという状況のため、犯罪の発生しやすい環境となる。避難者が一致団結して意識的に犯罪被害者から身を守ることが必要である。

避難所運営委員会への協力要請(メンバー交代)

展開期の避難所運営は、避難者の共助・協働の精神と自力再建の原則に基づき、避難者(住民)が積極的に担うこととする。
避難所開設の長期化が予想されるときは、各班の業務に支障が出ない範囲で、身体を休めたり、自宅の様子を見に行くことができるよう業務を交代制(ローテーションを組む)で行うなど、班員の負担軽減対策が必要となる。避難所運営委員会全体で体制を工夫して特定の班や人に負担がかからないようにする。

避難所施設内の注意点

- ア 食料、物資の確保、配給
- イ 避難者の健康状態の把握
- ウ ボランティアの受入れ
- エ 避難者及び避難所外避難者の入退所の把握

被災者支援団体会議の開催

被災者支援拠点機能を充実させるために最も必要となる調整の「場」を設け、支援に不備がないように各支援団体の活動の調整・共有を行う。

3週間

避難所運営委員会の再構築

避難者の減少に伴い、避難所運営を行う人員の確保に努める。避難所外の街が復旧・復興するにつれ、避難所が地域の中で孤立化することを防ぐ必要がある。
一方、避難所内では避難者の減少により生活再建のめどがたたない避難者の不安が高まる時期でもあるので、避難所外の地域住民も避難所運営に参加し、避難所等を地域全体で支援する体制をつくる必要がある。

長期化に伴う避難所生活ルールの改善と風紀・防災対策

長期化に伴う避難所生活ルールの必要な見直しを行う。また、長期化に伴う風紀の乱れや、防災対策への対応を図る。

復興支援のための情報収集と広報

これまでの情報収集や広報に加え、重点的に以下の情報の収集や広報の充実を図ることが望まれる。
ア 行政からの復興支援情報の例
罹災証明の発行、住宅障害物の除去、税の減免被災住宅の応急修理、災害見舞金の配分など
イ 生活再建につながる情報
求人情報、住宅・不動産情報など

要配慮者への対応

高齢者、障がい者、女性、外国人などからの要望を個別に対応していく。
しかし、避難者の個人的な嗜好品、特定の製造元の製品への固執などに過剰に対応することは控える。また、外国人の宗教的な問題などの要望にも対応が必要ではあるが、過剰対応は控える。

ライフライン回復後

避難所の統廃合

災害対策本部と避難所撤収の時期を協議し、避難所の撤収については、災害対策本部と協議したうえで災害対策本部の指示を受け、準備にとりかかる。また、閉鎖時期については避難者に説明し避難者の合意形成を行う。

避難所の後片付け

避難所の閉鎖にあたり、設備や物資について、返却、回収、処分などを災害対策本部と協議して行う。避難者は協力して、避難所として利用した施設内外の片づけ、整理・整頓、掃除とごみ処理を行う。

災害時の避難所運営委員会体制の解散

避難所の閉鎖にあたり、避難所運営に用いた各種の記録、資料を災害対策本部へ引き継ぎ、通常時の避難所運営委員会体制を再開する。

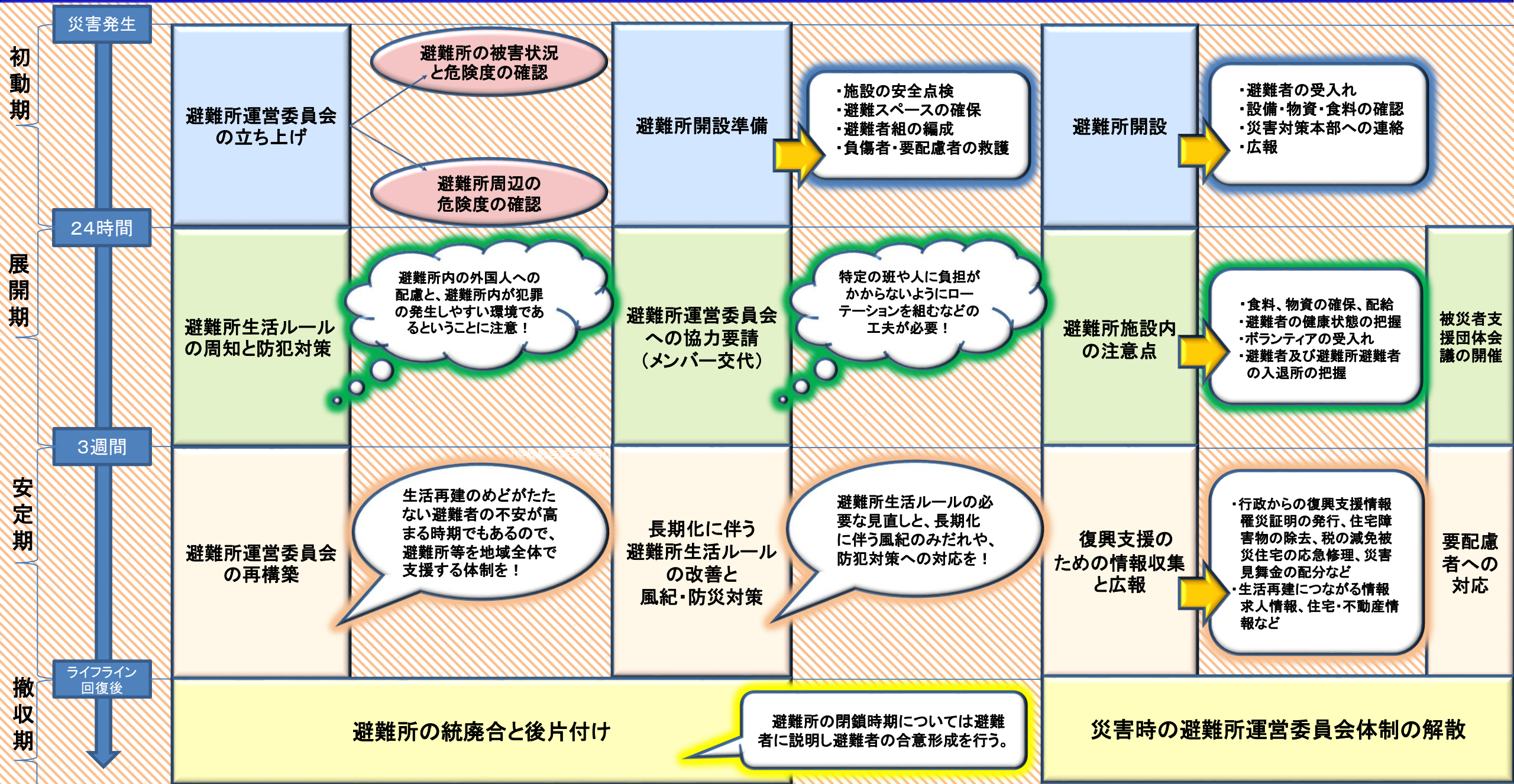
展開期

安定期

撤収期

災害発生～避難所開設・運営・撤収の流れ(簡易版)

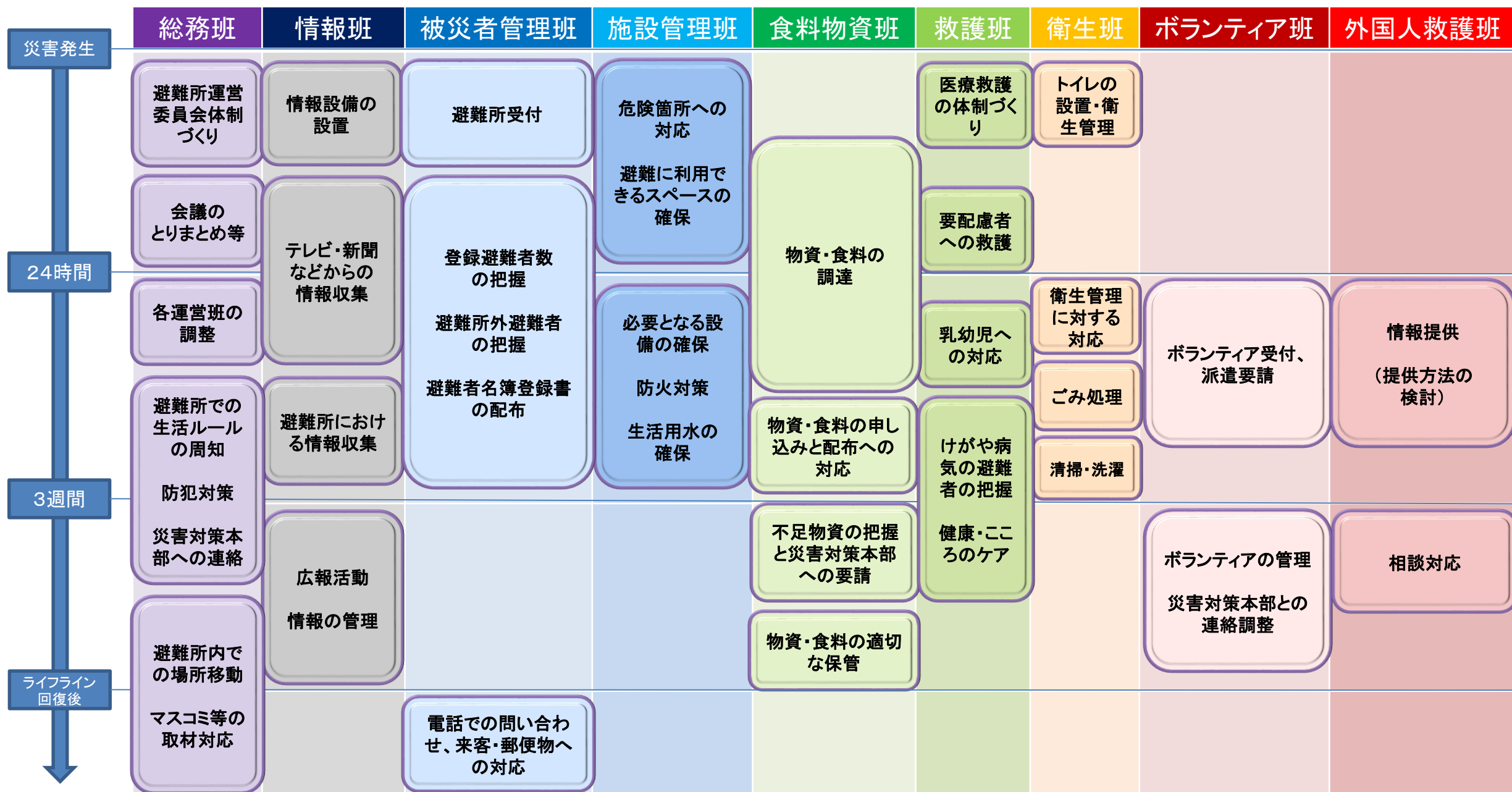
手引き
P 8,9,10,11,12,13 第4章 参照



<参考>

災害時における各班の役割(タイムライン)

手引き
P 6 第3章 参照



新型コロナウイルス感染症対策①

手引き
P 24～25 参照

感染対策基本事項

密閉空間・密集場所・密接場所を減らす

換気の悪い空間、多くの人が密集している、互いに手をのばしたら届く距離で会話や発声が行われること、大きい声を出すことなども減らせるよう工夫します。

人との距離を確保する

テントやパーテーションを活用し、一人あたりの占有スペースを広く確保します。

入口での体調確認、 症状のスクリーニング、ゾーン分け

避難者を受け入れる際に入口での検温、体調確認、症状のスクリーニングを行い、症状を有している場合は個室または個別スペースを確保します。養生テープやパーテーション、表示板などで分かりやすく境界線を設置し、避難者が行き来しなように工夫します。

環境の調整

避難所内の土足は避け、上履き、トイレ用スリッパの使い分けをします。敷マット、段ボールベッドなどを活用し、床から距離をとった寝床を工夫します。アルコール消毒液を各入口やトイレ等に設置、共用スペース、手すり、ドアノブ等を消毒します。30分に1回程度(1時間に1回以上)換気を行います。一般ごみとマスクなどの感染症廃棄物を分けて、感染症廃棄物はごみ袋を2重にします。

物資の配布

一人ずつ小分けして配食し、容器等は使い捨ての物を使用します。食事の際は、飛沫感染を防ぐ等の対策をします。

手洗い・手指消毒の敢行

手指を流水・石鹸で洗えるようにし、手洗い・消毒を敢行します。タオルの共用は避け、ペーパータオルなどを活用します。

咳エチケットの徹底

感染症のまん延を防ぐため、マスク着用に努めます。

個人用防護具の活用

使い捨てビニール手袋、感染対策用ガウン、フェイスシールド、使い捨てマスクなどの個人用防護具のうち用途にあったものを適切な使用方法にて活用します。

避難所運営メンバーの感染予防

避難所運営メンバーの体調確認を定期的に行います。仕切り板などを活用し、大勢の避難者に対応する際には工夫します。

感染症の症状を有する人が発生した場合

すみやかに個室もしくは個別スペースへ誘導します。医療機関や健康福祉部(保健師)と協議をしながら対応にあたります。

新型コロナウイルス感染症対策②

手引き
P 26～29 参照

(1) 初動期(災害発生直後～24時間)

避難所開設準備

避難者を受け入れる前に、「症状がある避難者のための個室または個別スペースの確保」「避難者の避難スペースの指定」「避難者の感染予防対策の準備状況の確認」「避難者への感染症予防対策の実施、周知・徹底」など必要な調整を行います。

避難所の感染予防対策の準備状況の確認 (様式①、資料⑪、資料⑫)

避難者の受付場所(避難所の入口が混雑しないよう、受付や体温測定をする場所を出入り口の最も外側)の準備、手指消毒用アルコール液等の設置、避難者に対する注意喚起の啓発ポスターの掲示等を行います。

避難者の避難スペースの指定(資料⑩、資料⑬)

各世帯の避難スペースを十分に確保し、世帯ごとに2メートル以上の間隔を開けて距離をとるように配慮するほか間仕切りを活用します。また、避難者と症状がある避難者との動線が交わらないようにします。配慮・支援が必要な配慮者(高齢者、妊産婦、乳幼児、基礎疾患を持つ人)のためのスペースを確保します。

症状がある避難者のための個室などの確保(資料⑬)

症状がある避難者のための個室または個別スペースは、世帯単位で使用します。症状がある避難者が滞在する場所、専用で使用する場所などをゾーニングし、テープや注意喚起で分かりやすく表記します。また、症状がある避難者の専用トイレ等を確保します。

避難者受入・健康状態チェックの実施(様式③-1、様式③-2)

受付者は、手袋・マスク・必要に応じてフェイスシールドを必ず着用します。避難者は、手指消毒液で手を消毒し、マスクを着用した状態で体温測定をし、「避難者名簿」「健康状態チェックリスト」を記入します。

症状がある人等が避難してきた場合の対応及び自宅療養者等が避難してきた場合

感染が疑われる人が避難してきた場合、発熱、咳等の症状が出た場合には、対象者を隔離したうえで行政担当者(避難所要員)から災害対策本部に連絡し、指示を受けます。一般の接触者と接触をさせないようにします。必要に応じて、三重県が設置している受診・相談センターへ相談します。

避難者に症状が出た場合

避難所に滞在していた人が、感染が疑われる症状が発生した場合、行政担当者(避難所要員)に報告します。行政担当者(避難所要員)から災害対策本部へ連絡を入れて、指示を受けます。必要に応じて、三重県が設置している受診・相談センターへ相談します。

(2) 展開期・安定期

健康状態チェックの実施

避難者は、毎日「健康状態チェックリスト」を行い、検温、体調確認を行います。また、避難所運営を行っている人の健康状態を「健康状態チェックリスト」にて行います。

避難所内の感染予防対策

避難所内の清掃、消毒は、1日3回以上は行います。(消毒は3時間に1回を目安に実施)

避難スペース、トイレ、手洗い場、ドアノブ、スイッチ類、手すり、机、椅子等の共有スペースなど、多くの人が触れる場所は、こまめに清掃・消毒を行います。

(3) 撤収期(ライフライン回復以降)

避難所閉鎖準備

避難者の減少に伴い、可能な限り個室または個別スペースを使用し、三密を避ける取り組みを継続します。

避難所の清掃・消毒の実施

避難者が使用した場所の清掃・消毒を実施します。(避難スペース、トイレ、手洗い場、ドアノブ、スイッチ類、手すり、机、椅子、間仕切り等)

地域の方々、施設管理者、 行政担当者(避難所要員)の健康観察

発熱や体調不良者などがある場合には、災害対策本部へ連絡を入れて指示を受けます。

新型コロナウイルス感染症対策③

手引き
P 24～29,63 参照

受付時の対応

- 避難者は、「手指消毒液で手を消毒」、「マスク着用した状態で体温測定」をする。
- 「避難者名簿」、「健康状態チェックリスト」の記入。
- 発熱や体調不良のない人は、一般避難者用スペースへ
- 発熱、咳等の症状がある場合は、個室または個別スペースへ
- 要配慮者は、専用の居住スペースへ

一般避難者用スペース

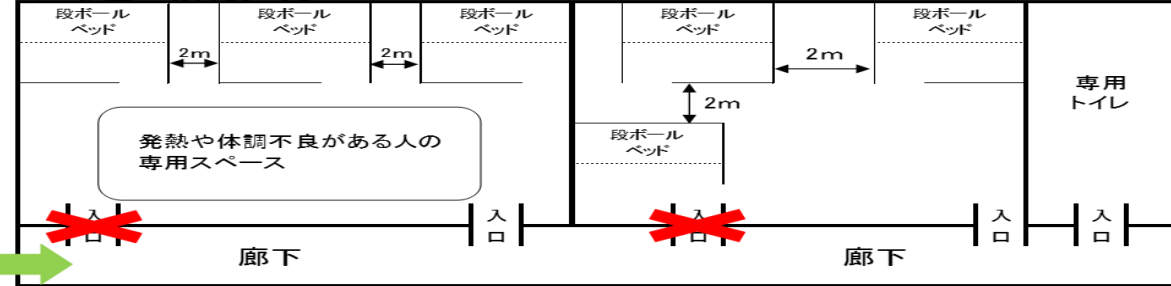
- 避難者（世帯ごと）に2m以上の間隔を開ける。（事前に養生テープで2m間隔を示すスペースを区切っておく。）
- 避難者同士の距離が十分に確保され、各避難者がマスク等を着用し感染症対策が出来ている場合は、間仕切り等の設置は必須ではない。
- 避難スペースのどの辺りに誰が避難していたかを把握しておくようにします。

個室または個別スペース

- 事前に施設管理者等と個室または個別スペースの確保及び一般避難者と動線が交わらないよう調整しておく。
- 体調不良がある人と濃厚接触者においても個室または個別スペースを使用する。
- 個室または個別スペースが足りず、同じ部屋で避難してもらう場合は、間仕切り等で区切る。
- 段ボールベッド等は、体調不良がある人を優先に使用する。

避難所（体育館）のレイアウト（例）【参考】

◆ 教室の場合【参考】



◆ 体育館の場合【参考】

